



多文化社会図書館サービス分科会 : <http://www.ifla.org/VII/s32/index.htm>

## 「多文化主義」(定義)

最終報告書 (クララ M. チュー 提出)

2005 年 4 月 18 日

メンバー: クララ M. チュー (チェア), エカテリーナ・ニコノロヴァ,  
ジェーン・パイパー

「多文化主義」は、多様な文化の共存である。文化は人種・宗教・文化的集団を含んでおり、習慣的行動、文化的先入観および価値観、思考パターン、コミュニケーションのとり方に現れる。

「多文化社会図書館サービス」は、すべての館種の図書館利用者に対する多文化情報の提供と、これまでサービスを受けてこなかった集団を特に対象とした図書館サービスの提供という2つを含んでいる。

多文化社会図書館サービス分科会は、コミュニティ内のどんな人でも図書館サービスにアクセスできるよう、民族的・言語的・文化的マイノリティの情報ニーズに取り組んでいる。

多文化社会図書館サービス分科会のガイドラインにおいて、以下に挙げる集団は、多文化社会でこれまでサービスを受けてこなかった集団である。

### 1. 移民のマイノリティ

このカテゴリーには、ホスト国社会の言語や文化とは異なった独自の言語や文化を保持している永住者が含まれる。先祖の文化を自己の文化として保持している移民の子孫もこのカテゴリーに含まれる。

## 2. 保護を求めている人

難民、短期滞在許可資格の住民

## 3. 移住労働者

このカテゴリーには、臨時的移民労働者とその扶養家族が含まれる。彼らは、永住する予定ではない移民で、法的地位は臨時的居住者である。居住国の政策と自らの希望によっては、ゆくゆくは永住者（カテゴリー1）になる可能性もある。

## 4. ナショナル・マイノリティ

これは、長年にわたり、マジョリティ集団からはっきりと識別される異なった民族的・言語的・文化的アイデンティティを持つ土着の集団、あるいは昔からの定住者集団である。彼らは、その国の主流言語を使用している場合もあれば（フィンランドのスウェーデン人のように）、事実上その国の主流言語を借用している場合もある（ウェールズ人やネイティブ・アメリカンのように）。ナショナル・マイノリティは、隣接する国のマジョリティ集団と言語や文化を共有する場合もあれば、一国内だけのマイノリティの場合もある。